

品川区妊婦健康診査実施要綱

制定 昭和50年6月24日区長決定

昭和60年4月要綱第211号

一部改正 昭和61年3月18日

一部改正 平成8年4月要綱第36号

一部改正 平成8年8月要綱第59号

一部改正 平成9年3月要綱第24号

一部改正 平成10年3月要綱第21号

一部改正 平成19年4月要綱第38号

一部改正 平成20年4月要綱第69号

一部改正 平成21年3月要綱第197号

一部改正 平成24年3月要綱第137号

一部改正 平成24年3月要綱第87号

一部改正 平成28年4月要綱第201号

一部改正 平成30年4月要綱第103号

一部改正 平成31年4月要綱第133号

一部改正 令和2年3月要綱第99号

一部改正 令和5年3月要綱第81号

一部改正 令和6年3月要綱第197号

(目的)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定により妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、もって妊産婦および乳児の死亡率の低下を図るとともに、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母および児童の障害予防を期する。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区に妊娠届出をした妊婦で現在区内に居住する者
- (2) 区外で母子健康手帳の交付を受け、現在区内に居住する妊婦で、申出のあった者

(実施医療機関等)

第3条 妊婦健康診査は、次の医療機関において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会(以下「東京都医師会」という。)に加入する医療機関(以下「医師会加入医療機関」という。)
- (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科を掲げる医療機関(以下「医師会非加入医療機関」という。)

2 医療機関からの健康診査への協力または協力辞退の申出は、次の各号の掲げる医療機関の区分に応じ、当該各号に定める書類を区長に提出することにより行う。ただし、医師会加入医療機関にあっては、所属する地区医師会等を経由して区長に提出するものとする。

- (1) 医師会加入医療機関 健康診査協力承諾書(第1号様式)または健康診査協力辞退届(第1号様式の2)

(2) 医師会非加入医療機関 健康診査協力届（第1号様式の3）または健康診査契約解除届（第1号様式の4）

3 区長は、前項に規定する地区医師会等に対し、書類の経由につき事前に協力を得るものとする。
（実施方法および内容）

第4条 区長は、東京都医師会長、医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、妊婦健康診査を実施する。

2 実施医療機関は、妊婦から提出される妊婦健康診査受診票（1回目用、甲乙丙の3枚複写、甲は水色）（第2号様式）、妊婦健康診査受診票（2回目以降用、甲乙丙の3枚複写、甲は黄色）（第3号様式）、超音波検査受診票（甲乙丙の3枚複写、甲は白色、表紙に「妊婦超音波検査のごあんない」を記載）（第4号様式）及び妊婦子宮頸がん検診受診票（甲乙丙の3枚複写、甲は桃色、表紙に「妊婦子宮頸がん検診のごあんない」を記載）（第5号様式）（以下これらを「受診票」という。）により健康診査および検査を実施する。

3 実施医療機関は、1回目の健康診査を実施した場合には、第2号様式の受診票の所定欄に、健康診査の診察所見、区への連絡事項を記入し、2回目以降に健康診査を実施した場合には、第3号様式の受診票の所定欄に、健康診査の診察所見、区への連絡事項のほか、実施した検査項目に○を記入するものとする。この場合において、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

4 前項の規定により記入を行った受診票については、甲票は実施医療機関の控えとして保存し、乙票は妊婦に交付して診査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導し、丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表（以下「請求原票」という。）として使用するものとする。

5 健康診査の内容は次のとおりとする。

(1) 一般健康診査は、次の項目について検査を行う。

ア 初回の検査項目

問診
体重測定
血圧測定
尿検査（糖、蛋白定性）
血液検査 血液型（ABO、Rh）、貧血、血糖、不規則抗体、H I V抗体
梅毒（梅毒血清反応検査）
B型肝炎（HBs抗原検査）
（ 実施医療機関は、HB s 抗原検査の結果、陽性と判明した妊婦に対して、B型肝炎ウイルス母子感染の防止に必要な事項を説明するとともに、その妊婦から出生した乳児がHB s 抗原・抗体検査・抗HB s 人免疫グロブリン投与およびB型肝炎ワクチン投与を受けるよう指導するものとする。）
C型肝炎
風疹（風疹抗体価検査）

イ 2回目以降の検査項目

毎回受ける項目	1項目選択して受ける項目
問診	クラミジア抗原

体重測定 血圧測定 尿検査 保健指導	経膈超音波 H T L V－1 抗体 血糖 貧血 B 群溶連菌 N S T（ノン・ストレス・テスト）
-----------------------------	---

※ 実施医療機関はH T L V－1 抗体検査実施に際して、検査目的等を説明した上で実施すること。また、陽性と判明した妊婦に対しては、H T L V－1 ウイルス母子感染の防止に必要な事項を説明し、出生した乳児への栄養方法について、妊婦の意思を尊重した上で指導するものとする。

※ 実施医療機関は、風疹抗体価検査の結果、風疹抗体が陰性もしくは低抗体価（HI 価 16 倍以下もしくは EIA 価 8.0 未満）と判明した妊婦に対して、妊娠中における風疹ウイルス感染の防止に必要な事項を説明するとともに、出産後早期に風疹の予防接種を受けることについて助言し、予防接種を受けた場合には接種後 2 か月間は妊娠をさけるよう指導するものとする。また、同居者に対しては、風疹抗体価検査及び予防接種を案内するものとする。なお、里帰り出産等で直接指導ができない場合には、里帰り先等の妊婦健康診査実施医療機関に指導を依頼するものとする。

(2) 超音波検査は、経腹法による断層撮影の方法により、次の項目について検査を行う。

- ア 胎児数
- イ 胎位
- ウ 胎児の発育異常（羊水量の異常を含む。）
- エ 胎盤の付着部位の異常
- オ その他（妊娠、分娩に大きな影響のある異常）

(3) 子宮頸がん検診（子宮頸部細胞診検査）

（受診票等の交付および再交付）

第5条 区長は、妊娠届出を受理したときは、次の方法により受診票を交付する。この場合において、受診票は、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

(1) 受診票の交付については、次のとおり行う。

- ア 妊婦が他の道府県から転入した場合は、妊婦健康診査受診票等交付申請書（第6号様式）を提出させ、既に使用している受診票の枚数等を確認のうえ、交付する。
- イ 妊婦超音波検査受診票については、妊婦が都内の他の区市町村から転入し、既に他の区市町村から受診票の交付を受けている場合は、妊婦健康診査受診票等交付申請書を提出させ、他の区市町村から既に受けた受診票の枚数等を確認のうえ、当該区市町村の受診票交付枚数との差分を交付する。

(2) 受診票の再交付については、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、妊婦健康診査受診票等再交付申請書（第7号様式）を提出させ、再交付することができる。

（転出に伴う受診票の返却）

第6条 妊婦は他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。

2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

(受診票の有効期間)

第7条 受診票の有効期間は、交付の日から出産の日までとする。

(健康診査委託料等の請求)

第8条 健康診査委託料等の請求については、次の各号の掲げる医療機関の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 東京都医師会加入の実施医療機関 次の方法により行う。

ア 実施医療機関は、当月分の請求原票に、別表2で定める医師会コードを記入した妊婦・乳児健康診査総括票（第8号様式。以下「総括票」という。）を添えて、地区医師会長に提出する。

イ 地区医師会長は、実施医療機関から提出された請求原票および総括票を診査のうえ、これらの書類に、別表2で定める医師会コードを記入した妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（第9号様式）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

(2) 東京都医師会非加入の実施医療機関および都立病産院 当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

(健康診査委託料等の審査および支払い)

第9条 区長は、健康診査委託料の審査および支払いに関する事務ならびに地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託し、前条の規定による請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。

2 区長は、委託料の支払いに際し、連合会を通じて、当該医療機関に通知する。

3 区長は、連合会から送付された集計帳票を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。

4 連合会は、妊婦健康診査受診票の住所コードを確認の上、区長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。

5 区長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

(事後措置)

第10条 区長は、連合会から請求原票を受理したときは、健康診査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

(広報活動)

第11条 区は、各種広報手段を活用するとともに、東京都医師会および実施医療機関などの関係団体を通じて、区民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

付 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）前に交付された受診票は、適用日以後においては、この要綱の規定により交付された受診票とみなす。

3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 区長は、自由診療医療機関から協力の申し出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。

(2) 自由診療医療機関は、第8条の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託請求書（参考様式）を添えて、翌月10日までに、区長に委託料を請求するものとする。

- (3) 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、第9条の規定にかかわらず、内容を確認のうえ、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以降においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用日前に交付された受診票は、改正後の要綱の適用の日以後においては、改正後の要綱の規定により交付された受診票とみなす。

健康診査協力承諾書

東京都内の区市町村が実施する次の健康診査に、 年 月 日から
協力することを承諾します。

1. 健康診査等の種類(協力の申出があった項目を○で囲むこと)

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 乳児健康診査(6か月児・9か月児)
- (3) 新生児聴覚検査

委託料は、国民健康保険診療報酬振込口座に振り込んでください。

年 月 日

医療機関名

所在地 下 一

電話番号

開設者氏名 印

地区医師会 会長 殿
品川区 長 あて

※ 該当する事業に○をつけてください

※ 3枚作成し、3枚とも押印のうえ、地区医師会に提出してください

健康診査協力辞退届

東京都内の区市町村が実施する次の健康診査に、年 月 日
をもって協力を辞退します。

1. 健康診査等の種類(協力の辞退があった項目を○で囲むこと)

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 乳児健康診査(6か月児・9か月児)
- (3) 新生児聴覚検査

年 月 日

医療機関名

所在地 下 一

電話番号

開設者氏名 印

地区医師会 会長 殿
晶 川 区 長 あて

※ 該当する事業に○をつけてください

※ 3枚作成し、3枚とも押印のうえ、地区医師会に提出してください

健 康 診 査 協 力 届

東京都内の区市町村が実施する次の健康診査について、 年 月 日から

協力いたします。

1 健康診査等の種類

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 乳児健康診査(6か月児・9か月児)
- (3) 保健指導
- (4) 精密健康診査(妊婦)
- (5) 精密健康診査(乳児)
- (6) 精密健康診査(1歳6か月児)
- (7) 精密健康診査(3歳一般)
- (8) 精密健康診査(3歳児視力)
- (9) 精密健康診査(3歳児聴覚)
- (10) 新生児聴覚検査

2 医療機関の種別

- (1) 医師会非加入医療機関 (医療機関コードNO 有)
- (2) 自由診療 (医療機関コード 無)

年 月 日

医 療 機 関 名

所 在 地 〒 ー

電 話 番 号

開 設 者 氏 名 印

品川区長 あて

健康診査契約解除届

東京都内の区市町村が実施する次の健康診査について、 年 月 日から

契約解除いたします。

1 健康診査等の種類

- (1) 妊婦健康診査
- (2) 乳児健康診査(6か月児・9か月児)
- (3) 保健指導
- (4) 精密健康診査(妊婦)
- (5) 精密健康診査(乳児)
- (6) 精密健康診査(1歳6か月児)
- (7) 精密健康診査(3歳一般)
- (8) 精密健康診査(3歳児視力)
- (9) 精密健康診査(3歳児聴覚)
- (10) 新生児聴覚検査

2 医療機関の種別

- (1) 医師会非加入医療機関 (医療機関コード 有)
- (2) 自由診療 (医療機関コード 無)

年 月 日

医療機関名

所在地 〒

電話番号

開設者氏名

印

品川区長 あて

※2枚作成し、2枚とも押印のうえ、区市町村長に提出してください

※保健指導については、医師会加入医療機関についてもこの用紙で届出してください。

第2号様式 妊婦健康診査受診票 1回目用受診票

(1回目)妊婦健康診査受診票(甲)		医療機関控	
品川区		この欄は診察した医師が記入してください。	
下記の者の健康診査を依頼します。		妊娠週数	
品川区長 印		週	
都内委託医療機関様		体重・血圧測定	
妊婦の方へ		尿検査	
◎この受診票は、主治医と相談の上、妊娠確定後の健康診査のときにご利用ください。		血液型(ABO型・Rh(D)型)	
◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。		貧血・血糖	
ただし、都外へ転出した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。		不規則抗体	
◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。		梅毒・B型肝炎 C型肝炎・風疹	
◎この受診票は、右の検査項目については、公費負担の対象となります。その他の検査項目や産科診察料等で公費負担額を超えた場合に自己負担額が発生しますので、ご了承ください。		検査項目	
住所コード	(1回目)	区	市町村への連絡事項
住所	東京都	1 訪問指導を要する	2 当院にて
フリガナ氏名	電話	3 要 精 密	4 そ の 他
生 年 月 日	年 月 日生	年齢	歳
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産(回)	この受診票は複写式です。強く書いてください。	
出 産 予 定 日	年 月 日	妊婦健康診査(1回目)の結果は上記のとおりです。	
		年 月 日	
		所 在 地	
		医療機関名	
		医 師 名	
		医療機関コード	

第2号様式 妊婦健康診査受診票 1回目用受診票

(1回目)妊婦健康診査受診票(乙)		母子健康手帳貼付	
品川区		この欄は診察した医師が記入してください。	
妊婦の方へ		妊娠週数	
◎あなたの健康診査結果は、右のとおりです。		週	
◎キリトリ線から切り離して、母子健康手帳の妊娠の経過欄に貼ってください。		体重・血圧測定	
◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。		尿検査	
ただし、都外へ転出した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。		血液型(ABO型・Rh(D)型)	
◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。		貧血・血糖	
		不規則抗体	
		梅毒・B型肝炎 C型肝炎・風疹	
住所コード	(1回目)	区	市町村への連絡事項
住所	東京都	1 訪問指導を要する	2 当院にて
フリガナ氏名	電話	3 要 精 密	4 そ の 他
生 年 月 日	年 月 日生	年齢	歳
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産(回)	キリトリ線	
出 産 予 定 日	年 月 日	妊婦健康診査(1回目)の結果は上記のとおりです。	
		年 月 日	
		所 在 地	
		医療機関名	
		医 師 名	
		医療機関コード	

第2号様式 妊婦健康診査受診票 1回目用受診票

(1回目)妊婦健康診査受診票(丙)				請求原票 結果通知票		この欄は診察した医師が記入してください。				妊娠週数		週	
品川区						診療所見		1 異常を認めない 2 所見あり ()		検査項目		体重・血圧測定	
医療機関へのお願い この受診票(丙)は、当月分をおとりまとめのうえ、「妊婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。												尿検査	
												血液型(ABO型・Rh(D)型)	
												貧血・血糖	
												不規則抗体	
区市町村への連絡事項						1 訪問指導を要する 2 当院にて 3 要 精 密 4 そ の 他 ()		治療指導		梅毒・B型肝炎 C型肝炎・風疹			
住所コード						東京		(1回目)		妊婦健康診査(1回目)の結果は上記のとおりです。			
住所						東京都				年 月 日			
フリガナ氏名						電話				所在地			
生年月日						年 月 日生		年齢		医療機関名			
初産・経産の別						初産 ・ 今までのお産(回)				医師名			
出産予定日						年 月 日				医療機関コード			

第3号様式 妊婦健康診査受診票 2回目以降用受診票

[illegible]

第3号様式 妊婦健康診査受診票 2回目以降用受診票

(○回目)妊婦健康診査受診票(丙)		請求原票 結果通知票		この欄は診察した医師が記入してください。		妊娠週数		週	
品川区 医療機関へのお願い この受診票(丙)は、当月分をおとりまとめのうえ、「妊婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。				診察所見	1 異常を認めない 2 所見あり ()		体重・血圧測定・尿検査 保健指導 以下、週数等に応じ、 各回1項目に限り検査 できます。実施した項 目に○をしてください。		
					区市町村への連絡事項	1 訪問指導を要する		検査項目	1 クラミジア抗原
						2 当院にて { 治療指導			2 経腔超音波
						3 要 精 密 4 そ の 他 []			3 HTLV-1抗体 4 貧血 5 血糖 6 B群溶連菌 7 NST
住所コード				(○回目)		妊婦健康診査(○回目)の結果は上記のとおりです。			
住所		東京都		フリガナ氏名		年		月 日	
生年月日		年 月 日生		年齢		歳		所在地	
初産・経産の別		初産・今までのお産(回)		医療機関名		医師名		医療機関コード	
出産予定日		年 月 日							

第4号様式 表紙(年齢要件のない区市町村用)

妊婦超音波検査のごあんない

◎利用できる方……この受診票は都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。

◎利用回数……この受診票による超音波検査は、1回の妊娠中に4回まで、1枚につき1回受けられます。

◎利用の時期……この受診票は、主治医と相談の上、妊婦健康診査受診票と一緒にご利用ください。

◎検査の範囲……この受診票による検査の結果は、検査日の時点において、通常の超音波検査（経腹法）でわかる範囲のことに限られています。
ご不明の点は、主治医によくおたずねください。

A10-6-B(24.4)

第4号様式 妊婦超音波検査受診票

○回目)妊婦超音波検査受診票(甲) 医療機関控 品川区 下記の者の超音波検査を依頼します。 品川区長 印 都内委託医療機関様 妊婦の方へ ◎この受診票は、主治医と相談の上、妊婦健康診査受診票と一緒にご利用ください。 ◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。 ただし、都外へ転出した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。 ◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。 ◎この受診票は、右の検査項目については、公費負担の対象となります。 その他の検査項目や産科診察料等で公費負担額を超えた場合に自己負担額が発生しますので、ご了承ください。 住所コード (○回目) 太わくの中は、交付時に自分で記入してください。		この欄は検査をした医師が記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠週数</td> <td>週</td> <td>胎児数</td> <td>単胎・()胎</td> </tr> <tr> <td>総合判定</td> <td colspan="3"> 1 異常を認めない 2 その他 () </td> </tr> <tr> <td>区市町村への連絡事項</td> <td colspan="3"> 1 訪問指導を要する 2 当院にて { 治療 指導 } 3 要精密 4 その他 () </td> </tr> </table>				妊娠週数	週	胎児数	単胎・()胎	総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()			区市町村への連絡事項	1 訪問指導を要する 2 当院にて { 治療 指導 } 3 要精密 4 その他 ()		
妊娠週数	週	胎児数	単胎・()胎														
総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()																
区市町村への連絡事項	1 訪問指導を要する 2 当院にて { 治療 指導 } 3 要精密 4 その他 ()																
住所	東京都			超音波検査(○回目)の結果は上記のとおりです。 所 在 地 医療機関名 医 師 名 医療機関コード													
フリガナ氏名																	
電話																	
生 年 月 日	年 月 日生																
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産(回)																
出 産 予 定 日	年 月 日 予定日のあなたの年齢(歳)																

第4号様式 妊婦超音波検査受診票

(○回目)妊婦超音波検査受診票(甲) 母子健康手帳貼付品川区 妊婦の方へ あなたの超音波検査結果は右のとおりです。 キリトリ線から切りはなして、母子健康手帳の妊娠の経過欄に貼ってください。 ◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。 ただし、都外へ転出した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。 ◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。		この欄は検査をした医師が記入してください。			
		妊娠週数	週	胎児数	単胎・()胎
		総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()		
		区市町村への連絡事項	1訪問指導を要する 2当院にて { 治療 指導 3要精密 4その他()		
住所コード		(○回目)	太わくの中は、交付時に自分で記入してください。		
住所	東京都				
フリガナ氏名		電話			
生年月日	年 月 日生				
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産(回)				
出産予定日	年 月 日 予定日のあなたの年齢(歳)				
		超音波検査(○回目)の結果は上記のとおりです。 所在地 医療機関名 医師名			
		医療機関コード			

第4号様式 妊婦超音波検査受診票

(○回目)妊婦超音波検査受診票(甲) 請求原票 結果通知票 品川区 医療機関へのお願い この受診票(丙)は当月分をおとりまとめのうえ「妊婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。		この欄は検査をした医師が記入してください。			
		妊娠週数	週	胎児数	単胎・()胎
		総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()		
		区市町村への連絡事項	1訪問指導を要する 2当院にて { 治療 指導 3要精密 4その他()		
住所コード		(○回目)	太わくの中は、交付時に自分で記入してください。		
住所	東京都				
フリガナ氏名		電話			
生年月日	年 月 日生				
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産(回)				
出産予定日	年 月 日 予定日のあなたの年齢(歳)				
		超音波検査(○回目)の結果は上記のとおりです。 所在地 医療機関名 医師名			
		医療機関コード			

第5号様式 妊婦子宮頸がん検診受診票

この受診票は複写式です。強く書いてください。

第5号様式 妊婦子宮頸がん検診受診票

妊婦子宮頸がん検診受診票(乙) 母子健康手帳貼付品川区		この欄は検査をした医師が記入してください。	
妊婦の方へ あなたの子宮頸がん検診結果は右のとおりです。 キリトリ線から切りはなして、母子健康手帳の妊娠の経過欄に貼ってください。 ◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。 ただし、都外へ転出した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。 ◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。		妊娠週数	週
		総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()
		区市町村への連絡事項	1訪問指導を要する 2当院にて { 治療 指導 3要精密 4その他 ()
住所コード		子宮頸がん検診の結果は上記のとおりです。 所 在 地 医療機関名 医 師 名 医療機関コード	
住所	東京都		
フリガナ氏名	電話		
生年月日	年 月 日生		
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産 (回)		
出産予定日	年 月 日 予定日のあなたの年齢 (歳)		

第5号様式 妊婦子宮頸がん検診受診票

妊婦子宮頸がん検診受診票(丙) 請求原票結果通知票品川区		この欄は検査をした医師が記入してください。	
医療機関へのお願い この受診票(丙)は当月分をおとりまとめのうえ「妊婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。		妊娠週数	週
		総合判定	1 異常を認めない 2 その他 ()
		区市町村への連絡事項	1訪問指導を要する 2当院にて { 治療 指導 3要精密 4その他 ()
住所コード		子宮頸がん検診の結果は上記のとおりです。 所 在 地 医療機関名 医 師 名 医療機関コード	
住所	東京都		
フリガナ氏名	電話		
生年月日	年 月 日生		
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産 (回)		
出産予定日	年 月 日 予定日のあなたの年齢 (歳)		

妊婦健康診査受診票等交付申請書

ふりがな 妊婦氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	品川区		
電 話			
転入前住所			
※前自治体で国の出産・子育て応援給付金(妊婦5万円)の申請をしましたか はい ・ いいえ			
妊娠週数	週	出産予定日	年 月 日

上記のとおり 申請 します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

氏 名

ふりがな 妊(産)婦氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	品川区		
電 話			
妊娠週数	週	出産(予定)日	年 月 日

申請理由	1. 紛失のため 2. 汚損のため(汚損した受診票と引き換え) 3. その他()
申請枚数	* 妊婦健康診査受診票(1回目用) _____枚 * 妊婦健康診査受診票(2回目以降用) _____枚 * 妊婦超音波検査受診票 _____枚 * 妊婦子宮頸がん検診受診票 _____枚 * 新生児聴覚検査受診票 _____枚

上記のとおり 申請 します。

年 月 日

品川区長 へて

氏 名

妊 婦 ・ 乳 児 健 康 診 査 総 括 票 甲

年 月

医療機関所在地
名称（電話）
開設者氏名

㊞

事業種目			コード	件数
妊婦健康診査	1回目	請求	31	
		決定		
	2回目以降	請求	32～44	
		決定		
	超音波検査	請求	03	
		決定		
	子宮頸がん検診	請求	04	
		決定		
新生児聴覚検査		請求	51	
		決定		
乳児健康診査	6か月	請求	11	
		決定		
	9か月	請求	12	
		決定		

B A T C H ナンバー

医療機関コード

医師会コード

国保連合会受付印

本総括票は、健診を実施した年度ごとに作成してください。

※欄は記入しないでください。

＜提出先＞ 医師会加入医療機関は、地区医師会から連合会に提出しますので、所属する地区医師会に甲乙2枚とも提出してください。

個別契約医療機関は、直接東京都国民健康保険団体連合会に甲(1枚目)を提出してください。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

妊婦・乳児健康診査総括票 乙

年 月 分

医療機関所在地
名称（電話）
開設者氏名

印

事業種目			コード	件数
妊婦健康診査	1回目	請求	31	
		決定		
	2回目以降	請求	32～44	
		決定		
	超音波検査	請求	03	
		決定		
	子宮頸がん検診	請求	04	
		決定		
新生児聴覚検査		請求	51	
		決定		
乳児健康診査	6か月	請求	11	
		決定		
	9か月	請求	12	
		決定		

B A T C H ナンバー

医療機関コード

医師会コード

国保連合会受付印

本総括票は、健診を実施した年度ごとに作成してください。

※欄は記入しないでください。

＜提出先＞ 医師会加入医療機関は、地区医師会から連合会に提出しますので、所属する地区医師会に甲乙2枚とも提出してください。

個別契約医療機関は、直接東京都国民健康保険団体連合会に甲(1枚目)を提出してください。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階

第9号様式

妊婦・乳児健康診査 請求原票送付書 甲

(年 月分)

(連合会提出用)

東京都国民健康保険団体連合会 殿

連合会
受付印

医師会

医師会コード

枚中

枚目

医療機関コード	※ 年度 遅れ 請求	事業種目別件数						
		妊 婦 1回目	妊 婦 2回目以降	妊 婦 超音波	妊 婦 子宮頸がん	新生児 聴覚検査	乳 児 6か月	乳 児 9か月
5								
10								
15								
20								
ページ計件								
総 合 計 件 数								

注1 医療機関コード及び事業種目別件数は、健診年度ごとに記入してください(※)。
注2 医療機関コードの順番に記載する必要はありません。ただし、総括票及び請求原票は、本送付書に記載した医療機関の順番に並べてください。

第9号様式

妊婦・乳児健康診査 請求原票送付書 乙

(年 月分)

(医師会控用)

東京都国民健康保険団体連合会 殿

連合会
受付印

医師会 医師会コード

枚中 枚目

医療機関コード	※ 年度 遅れ 請求	事業種目別件数						
		妊 婦 1回目	妊 婦 2回目以降	妊 婦 超音波	妊 婦 子宮頸がん	新生児 聴覚検査	乳 児 6か月	乳 児 9か月
5								
10								
15								
20								
ページ計件								
総合計件数								

注1 医療機関コード及び事業種目別件数は、健診年度ごとに記入してください(※)。
注2 医療機関コードの順番に記載する必要はありません。ただし、総括票及び請求原票は、本送付書に記載した医療機関の順番に並べてください。

妊婦・乳児健康診査委託料請求書

品川区長 あて

医療機関名

所 在 地

電話番号

開設者氏名

印

年 月に実施した妊婦健康診査委託料及び乳児健康診査(新生児聴覚・6か月児・9か月児)委託料について、下記のとおり請求いたします。

なお、健康診査委託料は、下記の口座に振り込んでください。

年 月 日

事 業 種 目	実施件数	単 価	請 求 金 額
妊 婦 健 康 診 査 1 回 目			
妊 婦 健 康 診 査 2 回 目 以 降			
妊 婦 超 音 波 検 査			
妊 婦 子 宮 頸 が ん 検 診			
新 生 児 聴 覚 検 査			
乳 児 健 康 診 査 (6 か 月 児)			
乳 児 健 康 診 査 (9 か 月 児)			
請 求 金 額 合 計			

振込先金融機関		銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協	店
振込口座名	貯 金 種 目	普 通 ・ 当 座	口座番号
	フリガナ		
	氏 名		

別表1 事業・住所コード

区市町村	妊婦健診 受診券1（1回目）		妊婦健診 受診券2（2回目）		妊婦健診 受診券2（3回目）		妊婦健診 受診券2（4回目）		妊婦健診 受診券2（5回目）		妊婦健診 受診券2（6回目）		妊婦健診 受診券2（7回目）		妊婦健診 受診券2（8回目）		妊婦健診 受診券2（9回目）		妊婦健診 受診券2（10回目）		妊婦健診 受診券2（11回目）		妊婦健診 受診券2（12回目）		妊婦健診 受診券2（13回目）		妊婦健診 受診券2（14回目）		妊婦 超音波検査		妊婦 子宮頸がん検診																																																																		
	3	1	4	0	1	3	2	4	0	1	2	3	3	4	0	1	1	3	4	4	0	1	0	3	5	4	0	1	8	0	3	5	0	1	4	0	4	6	0	1	1																																																								
千代田区	3	1	4	0	1	3	3	2	4	0	1	2	3	3	4	0	1	1	3	4	4	0	1	0	3	5	4	0	1	9	3	6	4	0	1	8	3	7	4	0	1	7	3	8	4	0	1	6	3	9	4	0	1	5	4	0	4	0	1	2	4	1	4	0	1	1	4	2	4	0	1	0	4	3	4	0	1	9	4	4	4	0	1	8	0	3	5	0	1	4	0	4	6	0	1	1	
中央区	3	1	4	0	2	1	3	2	4	0	2	0	3	3	4	0	2	9	3	4	4	0	2	8	3	5	4	0	2	7	3	6	4	0	2	6	3	7	4	0	2	5	3	8	4	0	2	4	3	9	4	0	2	3	4	0	4	0	2	0	4	1	4	0	2	9	4	2	4	0	2	8	4	3	4	0	2	7	4	4	4	0	2	6	0	3	5	0	2	2	0	4	6	0	2	9	
港区	3	1	4	0	3	9	3	2	4	0	3	8	3	3	4	0	3	7	3	4	4	0	3	6	3	5	4	0	3	5	3	6	4	0	3	4	3	7	4	0	3	3	3	8	4	0	3	2	3	9	4	0	3	1	4	0	4	0	3	8	4	1	4	0	3	7	4	2	4	0	3	6	4	3	4	0	3	5	4	4	4	0	3	4	0	3	5	0	3	0	0	4	6	0	3	7	
新宿区	3	1	4	0	4	7	3	2	4	0	4	6	3	3	4	0	4	5	3	4	4	0	4	4	3	5	4	0	4	3	3	6	4	0	4	2	3	7	4	0	4	1	3	8	4	0	4	0	3	9	4	0	4	9	4	0	4	0	4	6	4	1	4	0	4	5	4	2	4	0	4	4	4	3	4	0	4	3	4	4	4	0	4	2	0	3	5	0	4	8	0	4	6	0	4	5	
文京区	3	1	4	0	5	4	3	2	4	0	5	3	3	3	4	0	5	2	3	4	4	0	5	1	3	5	4	0	5	0	3	6	4	0	5	9	3	7	4	0	5	8	3	8	4	0	5	7	3	9	4	0	5	6	4	0	4	0	5	3	4	1	4	0	5	2	4	2	4	0	5	1	4	3	4	0	5	0	4	4	4	0	5	9	0	3	5	0	5	5	0	4	6	0	5	2	
台東区	3	1	4	0	6	2	3	2	4	0	6	1	3	3	4	0	6	0	3	4	4	0	6	9	3	5	4	0	6	8	3	6	4	0	6	7	3	7	4	0	6	6	3	8	4	0	6	5	3	9	4	0	6	4	4	0	4	0	6	1	4	1	4	0	6	0	4	2	4	0	6	9	4	3	4	0	6	8	4	4	4	0	6	7	0	3	5	0	6	3	0	4	6	0	6	0	
墨田区	3	1	4	0	7	0	3	2	4	0	7	9	3	3	4	0	7	8	3	4	4	0	7	7	3	5	4	0	7	6	3	6	4	0	7	5	3	7	4	0	7	4	3	8	4	0	7	3	3	9	4	0	7	2	4	0	4	0	7	9	4	1	4	0	7	8	4	2	4	0	7	7	4	3	4	0	7	6	4	4	4	0	7	5	0	3	5	0	7	1	0	4	6	0	7	8	
江東区	3	1	4	0	8	8	3	2	4	0	8	7	3	3	4	0	8	6	3	4	4	0	8	5	3	5	4	0	8	4	3	6	4	0	8	3	3	7	4	0	8	2	3	8	4	0	8	1	3	9	4	0	8	0	4	0	4	0	8	7	4	1	4	0	8	6	4	2	4	0	8	5	4	3	4	0	8	4	4	4	0	8	3	0	3	5	0	8	9	0	4	6	0	8	6		
品川区	3	1	4	0	9	6	3	2	4	0	9	5	3	3	4	0	9	4	3	4	4	0	9	3	3	5	4	0	9	2	3	6	4	0	9	1	3	7	4	0	9	0	3	8	4	0	9	9	3	9	4	0	9	8	4	0	4	0	9	5	4	1	4	0	9	4	4	2	4	0	9	3	4	3	4	0	9	2	4	4	4	0	9	1	0	3	5	0	9	7	0	4	6	0	9	4	
目黒区	3	1	4	1	0	4	3	2	4	1	0	3	3	3	4	1	0	2	3	4	4	1	0	1	3	5	4	1	0	0	3	6	4	1	0	9	3	7	4	1	0	8	3	8	4	1	0	7	3	9	4	1	0	6	4	0	4	1	0	3	4	1	4	1	0	2	4	2	4	1	0	1	4	3	4	1	0	0	4	4	4	1	0	9	0	3	5	1	0	5	0	4	6	1	0	2	
大田区	3	1	4	1	1	2	3	2	4	1	1	1	3	3	4	1	1	0	3	4	4	1	1	9	3	5	4	1	1	8	3	6	4	1	1	7	3	7	4	1	1	6	3	8	4	1	1	5	3	9	4	1	1	4	4	0	4	1	1	1	4	1	4	1	1	0	4	2	4	1	1	9	4	3	4	1	1	8	4	4	4	1	1	7	0	3	5	1	1	3	0	4	6	1	1	0	
世田谷区	3	1	4	1	2	0	3	2	4	1	2	9	3	3	4	1	2	8	3	4	4	1	2	7	3	5	4	1	2	6	3	6	4	1	2	5	3	7	4	1	2	4	3	8	4	1	2	3	3	9	4	1	2	2	4	0	4	1	2	9	4	1	4	1	2	8	4	2	4	1	2	7	4	3	4	1	2	6	4	4	4	1	2	5	0	3	5	1	2	1	0	4	6	1	2	8	
渋谷区	3	1	4	1	3	8	3	2	4	1	3	7	3	3	4	1	3	6	3	4	4	1	3	5	3	5	4	1	3	4	3	6	4	1	3	3	3	7	4	1	3	2	3	8	4	1	3	1	3	9	4	1	3	0	4	0	4	1	3	7	4	1	4	1	3	6	4	2	4	1	3	5	4	3	4	1	3	4	4	4	4	1	3	3	0	3	5	1	3	9	0	4	6	1	3	6	
中野区	3	1	4	1	4	6	3	2	4	1	4	5	3	3	4	1	4	4	3	4	4	1	4	3	3	5	4	1	4	2	3	6	4	1	4	1	3	7	4	1	4	0	3	8	4	1	4	9	3	9	4	1	4	8	4	0	4	1	4	5	4	1	4	1	4	4	4	2	4	1	4	3	4	3	4	1	4	2	4	4	4	4	1	4	1	0	3	5	1	4	7	0	4	6	1	4	4
杉並区	3	1	4	1	5	3	3	2	4	1	5	2	3	3	4	1	5	1	3	4	4	1	5	0	3	5	4	1	5	9	3	6	4	1	5	8	3	7	4	1	5	7	3	8	4	1	5	6	3	9	4	1	5	5	4	0	4	1	5	2	4	1	4	1	5	1	4	2	4	1	5	0	4	3	4	1	5	9	4	4	4	1	5	8	0	3	5	1	5	4	0	4	6	1	5	1	
豊島区	3	1	4	1	6	1	3	2	4	1	6	0	3	3	4	1	6	9	3	4	4	1	6	8	3	5	4	1	6	7	3	6	4	1	6	6	3	7	4	1	6	5	3	8	4	1	6	4	3	9	4	1	6	3	4	0	4	1	6	0	4	1	4	1	6	9	4	2	4	1	6	8	4	3	4	1	6	7	4	4	4	1	6	6	0	3	5	1	6	2	0	4	6	1	6	9	
北区	3	1	4	1	7	9	3	2	4	1	7	8	3	3	4	1	7	7	3	4	4	1	7	6	3	5	4	1	7	5	3	6	4	1	7	4	3	7	4	1	7	3	3	8	4	1	7	2	3	9	4	1	7	1	4	0	4	1	7	8	4	1	4	1	7	7	4	2	4	1	7	6	4	3	4	1	7	5	4	4	4	1	7	4	0	3	5	1	7	0	0	4	6	1	7	7	
荒川区	3	1	4	1	8	7	3	2	4	1	8	6	3	3	4	1	8	5	3	4	4	1	8	4	3	5	4	1	8	3	3	6	4	1	8	2	3	7	4	1	8	1	3	8	4	1	8	0	3	9	4	1	8	9	4	0	4	1	8	6	4	1	4	1	8	5	4	2	4	1	8	4	4	3	4	1	8	3	4	4																	

事業項目 区市町村	妊婦健診 受診券1（1回目）		妊婦健診 受診券2（2回目）		妊婦健診 受診券2（3回目）		妊婦健診 受診券2（4回目）		妊婦健診 受診券2（5回目）		妊婦健診 受診券2（6回目）		妊婦健診 受診券2（7回目）		妊婦健診 受診券2（8回目）		妊婦健診 受診券2（9回目）		妊婦健診 受診券2（10回目）		妊婦健診 受診券2（11回目）		妊婦健診 受診券2（12回目）		妊婦健診 受診券2（13回目）		妊婦健診 受診券2（14回目）		妊婦 超音波検査		妊婦 子宮頸がん検診																																																																															
	3	1	4	2	4	5	3	2	4	2	4	4	3	3	4	2	4	3	3	4	2	4	2	3	5	4	2	4	3	3	4	2	4	0	3	5	2	4	6	0	4	6	2	4	3																																																																	
八王子市	3	1	4	2	4	5	3	2	4	2	4	4	3	3	4	2	4	3	3	4	4	2	4	2	3	5	4	2	4	1	3	6	4	2	4	0	3	7	4	2	4	9	3	8	4	2	4	8	3	9	4	2	4	7	4	0	4	2	4	4	4	1	4	2	4	3	4	2	4	2	4	3	4	3	4	2	4	1	4	4	4	2	4	0	0	3	5	2	4	6	0	4	6	2	4	3														
立川市	3	1	4	2	5	2	3	2	4	2	5	1	3	3	4	2	5	0	3	4	4	2	5	9	3	5	4	2	5	8	3	6	4	2	5	7	3	7	4	2	5	6	3	8	4	2	5	5	3	9	4	2	5	4	4	0	4	2	5	1	4	1	4	2	5	0	4	2	4	2	5	9	4	3	4	2	5	8	4	4	4	2	5	7	0	3	5	2	5	3	0	4	6	2	5	0														
武蔵野市	3	1	4	2	6	0	3	2	4	2	6	9	3	3	4	2	6	8	3	4	4	2	6	7	3	5	4	2	6	6	3	6	4	2	6	5	3	7	4	2	6	4	3	8	4	2	6	3	3	9	4	2	6	2	4	0	4	2	6	9	4	1	4	2	6	8	4	2	4	2	6	7	4	3	4	2	6	6	4	4	4	2	6	5	0	3	5	2	6	1	0	4	6	2	6	8														
三鷹市	3	1	4	2	7	8	3	2	4	2	7	7	3	3	4	2	7	6	3	4	4	2	7	5	3	5	4	2	7	4	3	6	4	2	7	3	3	7	4	2	7	2	3	8	4	2	7	1	3	9	4	2	7	0	4	0	4	2	7	7	4	1	4	2	7	6	4	2	4	2	7	5	4	3	4	2	7	4	4	4	4	2	7	3	0	3	5	2	7	9	0	4	6	2	7	6														
青梅市	3	1	4	2	8	6	3	2	4	2	8	5	3	3	4	2	8	4	3	4	4	2	8	3	3	5	4	2	8	2	3	6	4	2	8	1	3	7	4	2	8	0	3	8	4	2	8	9	3	9	4	2	8	8	4	0	4	2	8	5	4	1	4	2	8	4	4	4	2	8	3	4	3	4	2	8	2	4	4	4	2	8	1	0	3	5	2	8	7	0	4	6	2	8	4															
府中市	3	1	4	2	9	4	3	2	4	2	9	3	3	3	4	2	9	2	3	4	4	2	9	1	3	5	4	2	9	0	3	6	4	2	9	9	3	7	4	2	9	8	3	8	4	2	9	7	3	9	4	2	9	6	4	0	4	2	9	3	4	1	4	2	9	2	4	2	4	2	9	1	4	3	4	2	9	0	4	4	4	2	9	9	0	3	5	2	9	5	0	4	6	2	9	2														
昭島市	3	1	4	3	0	2	3	2	4	3	0	1	3	3	4	3	0	0	3	4	4	3	0	9	3	5	4	3	0	8	3	6	4	3	0	7	3	7	4	3	0	6	3	8	4	3	0	5	3	9	4	3	0	4	4	0	4	3	0	1	4	1	4	3	0	0	4	2	4	3	0	9	4	3	4	3	0	8	4	4	4	3	0	7	0	3	5	3	0	3	0	4	6	3	0	0														
調布市	3	1	4	3	1	0	3	2	4	3	1	9	3	3	4	3	1	8	3	4	4	3	1	7	3	5	4	3	1	6	3	6	4	3	1	5	3	7	4	3	1	4	3	8	4	3	1	3	3	9	4	3	1	2	4	0	4	3	1	9	4	1	4	3	1	8	4	2	4	3	1	7	4	3	4	3	1	6	4	4	4	3	1	5	0	3	5	3	1	1	0	4	6	3	1	8														
町田市	3	1	4	3	2	8	3	2	4	3	2	7	3	3	4	3	2	6	3	4	4	3	2	5	3	5	4	3	2	4	3	6	4	3	2	3	3	7	4	3	2	2	3	8	4	3	2	1	3	9	4	3	2	0	4	0	4	3	2	7	4	1	4	3	2	6	4	2	4	3	2	5	4	3	4	3	2	4	4	4	3	2	3	0	3	5	3	2	9	0	4	6	3	2	6															
小金井市	3	1	4	3	3	6	3	2	4	3	3	5	3	3	4	3	3	4	3	4	4	3	3	3	3	5	4	3	3	2	3	6	4	3	3	1	3	7	4	3	3	0	3	8	4	3	3	9	3	9	4	3	3	8	4	0	4	3	3	5	4	1	4	3	3	4	4	2	4	3	3	3	4	3	4	3	3	2	4	4	4	3	3	1	0	3	5	3	3	7	0	4	6	3	3	4														
小平市	3	1	4	3	4	4	3	2	4	3	4	3	3	3	4	3	4	2	3	4	4	3	4	1	3	5	4	3	4	0	3	6	4	3	4	9	3	7	4	3	4	8	3	8	4	3	4	7	3	9	4	3	4	6	4	0	4	3	4	3	4	1	4	3	4	2	4	2	4	3	4	1	4	3	4	0	4	4	4	3	4	9	0	3	5	3	4	5	0	4	6	3	4	2																
日野市	3	1	4	3	5	1	3	2	4	3	5	0	3	3	4	3	5	9	3	4	4	3	5	8	3	5	4	3	5	7	3	6	4	3	5	6	3	7	4	3	5	5	3	8	4	3	5	4	3	9	4	3	5	3	4	0	4	3	5	0	4	1	4	3	5	9	4	2	4	3	5	8	4	3	4	3	5	7	4	4	4	3	5	6	0	3	5	3	5	2	0	4	6	3	5	9														
東村山市	3	1	4	3	6	9	3	2	4	3	6	8	3	3	4	3	6	7	3	4	4	3	6	6	3	5	4	3	6	5	3	6	4	3	6	4	3	7	4	3	6	3	3	8	4	3	6	2	3	9	4	3	6	1	4	0	4	3	6	8	4	1	4	3	6	7	4	2	4	3	6	6	4	3	4	3	6	5	4	4	4	3	6	4	0	3	5	3	6	0	4	6	3	6	7															
国分寺市	3	1	4	3	7	7	3	2	4	3	7	6	3	3	4	3	7	5	3	4	4	3	7	4	3	5	4	3	7	3	3	6	4	3	7	2	3	7	4	3	7	1	3	8	4	3	7	0	3	9	4	3	7	9	4	0	4	3	7	6	4	1	4	3	7	5	4	2	4	3	7	4	4	3	4	3	4	4	3	4	3	7	3	4	4	3	7	3	4	4	3	7	2	0	3	5	3	7	8	0	4	6	3	7	5					
国立市	3	1	4	3	8	5	3	2	4	3	8	4	3	3	4	3	8	3	3	4	4	3	8	2	3	5	4	3	8	1	3	6	4	3	8	0	3	7	4	3	8	9	3	8	4	3	8	8	3	9	4	3	8	7	4	0	4	3	8	4	4	1	4	3	8	3	4	2	4	3	8	2	4	3	4	3	8	1	4	4	4	3	8	0	0	3	5	3	8	6	0	4	6	3	8	3														
西東京市	3	1	4	3	9	3	3	2	4	3	9	2	3	3	4	3	9	1	3	4	4	3	9	0	3	5	4	3	9	9	3	6	4	3	9	8	3	7	4	3	9	7	3	8	4	3	9	6	3	9	4	3	9	5	4	0	4	3	9	2	4	1	4	3	9	1	4	2	4	3	9	0	4	3	4	3	9	9	4	4	4	3	9	8	0	3	5	3	9	4	0	4	6	3	9	1														
福生市	3	1	4	4	1	9	3	2	4	4	1	8	3	3	4	4	1	7	3	4	4	4	1	6	3	5	4	4	1	5	3	6	4	4	1	4	3	7	4	4	1	3	3	8	4	4	1	2	3	9	4	4	1	1	4	0	4	4	1	8	4	1	4	4	1	7	4	2	4	4	1	6	4	3	4	4	1	5	4	4	4	4	1	4	0	3	5	4	1	0	4	6	4	1	7															
狛江市	3	1	4	4	2	7	3	2	4	4	2	6	3	3	4	4	2	5	3	4	4	4	2	4	3	5	4	4	2	3	3	6	4	4	2	2	3	7	4	4	2	1	3	8	4	4	2	0	3	9	4	4	2	9	4	0	4	4	2	6	4	1	4	4	2	5	4	2	4	4	2	4	4	3	4	4	1	4	4	3	3	4	2	4	4	3	2	4	3	4	4	3	1	4	4	4	3	0	0	3	5	4	2	8	0	4	6	4	2	5
東大和市	3	1	4	4	3	5	3	2	4	4	3	4	3	3	4	4	3	3	3	4	4	4	3	2	3	5	4	4	3	1	3	6	4	4	3	1	3	7	4	4	3	9	3	8	4	4	3	8	3	9	4	4	3	7	4	0	4	4	3	4	4	1	4	4	3	3	4	2	4	4	3	2	4	3	4	4	3	1	4	4	4	3	0	0	3	5	4	3	6	0	4	6	4	3	3															
清瀬市	3	1	4	4	4	3	3	2	4	4	4	2	3	3	4	4	4	1	3	4	4	4	4	1	3	5	4	4	4	0	3	6</																																																																														

区市町村	事業種目	妊婦健診 受診券1（1回目）				妊婦健診 受診券2（2回目）				妊婦健診 受診券2（3回目）				妊婦健診 受診券2（4回目）				妊婦健診 受診券2（5回目）				妊婦健診 受診券2（6回目）				妊婦健診 受診券2（7回目）				妊婦健診 受診券2（8回目）				妊婦健診 受診券2（9回目）				妊婦健診 受診券2（10回目）				妊婦健診 受診券2（11回目）				妊婦健診 受診券2（12回目）				妊婦健診 受診券2（13回目）				妊婦健診 受診券2（14回目）				妊婦 超音波検査		妊婦 子宮頸がん検診																																						
		3	1	4	4	7	6	3	2	4	4	7	5	3	3	4	4	7	4	3	4	4	7	3	3	5	4	4	7	2	3	6	4	4	7	1	3	7	4	4	7	0	3	8	4	4	7	8	4	0	4	4	7	5	4	1	4	4	2	4	4	7	4	4	2	4	4	7	3	4	3	4	4	7	2	4	4	4	7	1	0	3	5	4	7	7	0	4	6	4	7	4						
多摩市		3	1	4	4	8	4	3	2	4	4	8	3	3	3	4	4	8	2	3	4	4	4	8	1	3	5	4	4	8	0	3	6	4	4	8	9	3	7	4	4	8	8	3	8	4	4	8	7	3	9	4	4	8	6	4	0	4	4	8	3	4	1	4	4	8	2	4	2	4	4	8	1	4	3	4	4	8	0	4	4	4	8	9	0	3	5	4	8	5	0	4	6	4	8	2		
あきる野市		3	1	4	4	9	2	3	2	4	4	9	1	3	3	4	4	9	0	3	4	4	4	9	9	3	5	4	4	9	8	3	6	4	4	9	7	3	7	4	4	9	6	3	8	4	4	9	5	3	9	4	4	9	4	4	0	4	4	9	1	4	1	4	4	9	0	4	2	4	4	9	9	4	3	4	4	9	8	4	4	4	4	9	7	0	3	5	4	9	3	0	4	6	4	9	0	
羽村市		3	1	4	5	0	0	3	2	4	5	0	9	3	3	4	5	0	8	3	4	4	5	0	7	3	5	4	5	0	6	3	6	4	5	0	5	3	7	4	5	0	4	3	8	4	5	0	3	3	9	4	5	0	2	4	0	4	5	0	9	4	1	4	5	0	8	4	2	4	5	0	7	4	3	4	5	0	6	4	4	4	5	0	5	0	3	5	5	0	1	0	4	6	5	0	8	
瑞穂町		3	1	4	5	1	8	3	2	4	5	1	7	3	3	4	5	1	6	3	4	4	5	1	5	3	5	4	5	1	4	3	6	4	5	1	3	3	7	4	5	1	2	3	8	4	5	1	1	3	9	4	5	1	0	4	0	4	5	1	7	4	1	4	5	1	6	4	2	4	5	1	5	4	3	4	5	1	4	4	4	5	1	3	0	3	5	5	1	9	0	4	6	5	1	6		
日の出町		3	1	4	5	2	6	3	2	4	5	2	5	3	3	4	5	2	4	3	4	4	5	2	3	3	5	4	5	2	2	3	6	4	5	2	1	3	7	4	5	2	0	3	8	4	5	2	9	3	9	4	5	2	8	4	0	4	5	2	5	4	1	4	5	2	4	4	2	4	5	2	2	4	4	4	5	2	1	0	3	5	5	2	7	0	4	6	5	2	4							
檜原村		3	1	4	5	4	2	3	2	4	5	4	1	3	3	4	5	4	0	3	4	4	5	4	9	3	5	4	5	4	8	3	6	4	5	4	7	3	7	4	5	4	6	3	8	4	5	4	5	3	9	4	5	4	4	4	0	4	5	4	1	4	1	4	5	4	0	4	2	4	5	4	9	4	3	4	5	4	8	4	4	4	5	4	7	0	3	5	5	4	3	0	4	6	5	4	0	
奥多摩町		3	1	4	5	5	9	3	2	4	5	5	8	3	3	4	5	5	7	3	4	4	5	5	6	3	5	4	5	5	5	3	6	4	5	5	4	3	7	4	5	5	3	3	8	4	5	5	2	3	9	4	5	5	1	4	0	4	5	5	8	4	1	4	5	5	7	4	2	4	5	5	6	4	3	4	5	5	5	4	4	4	5	5	4	0	3	5	5	5	0	0	4	6	5	5	7	
大島町		3	1	4	5	6	7	3	2	4	5	6	6	3	3	4	5	6	5	3	4	4	5	6	4	3	5	4	5	6	3	3	6	4	5	6	2	3	7	4	5	6	1	3	8	4	5	6	0	3	9	4	5	6	9	4	0	4	5	6	6	4	1	4	5	6	5	4	2	4	5	6	4	3	4	5	6	3	4	4	4	5	6	2	0	3	5	5	6	8	0	4	6	5	6	5		
利島村		3	1	4	5	7	5	3	2	4	5	7	4	3	3	4	5	7	3	3	4	4	5	7	2	3	5	4	5	7	1	3	6	4	5	7	0	3	7	4	5	7	9	3	8	4	5	7	8	3	9	4	5	7	7	4	0	4	5	7	4	4	1	4	5	7	3	4	2	4	5	7	2	4	3	4	5	7	1	4	4	4	5	7	0	0	3	5	5	7	6	0	4	6	5	7	3	
新島村		3	1	4	5	8	3	3	2	4	5	8	2	3	3	4	5	8	1	3	4	4	5	8	0	3	5	4	5	8	9	3	6	4	5	8	8	3	7	4	5	8	7	3	8	4	5	8	6	3	9	4	5	8	5	4	0	4	5	8	2	4	1	4	5	8	1	4	2	4	5	8	0	4	3	4	5	8	9	4	4	4	5	8	8	0	3	5	5	8	4	0	4	6	5	8	1	
神津島村		3	1	4	5	9	1	3	2	4	5	9	0	3	3	4	5	9	9	3	4	4	5	9	8	3	5	4	5	9	7	3	6	4	5	9	6	3	7	4	5	9	5	3	3	8	4	5	9	4	3	9	4	5	9	3	4	0	4	5	9	0	4	1	4	5	9	9	4	2	4	5	9	8	4	3	4	5	9	7	4	4	4	5	9	6	0	3	5	5	9	2	0	4	6	5	9	9
三宅村		3	1	4	6	0	9	3	2	4	6	0	8	3	3	4	6	0	7	3	4	4	6	0	6	3	5	4	6	0	5	3	6	4	6	0	4	3	7	4	6	0	3	3	8	4	6	0	2	3	9	4	6	0	1	4	0	4	6	0	8	4	1	4	6	0	7	4	2	4	6	0	6	4	3	4	6	0	5	4	4	4	6	0	4	0	3	5	6	0	0	0	4	6	6	0	7	
御蔵島村		3	1	4	6	1	7	3	2	4	6	1	6	3	3	4	6	1	5	3	4	4	6	1	4	3	5	4	6	1	3	3	6	4	6	1	2	3	7	4	6	1	1	3	8	4	6	1	0	3	9	4	6	1	9	4	0	4	6	1	6	4	1	4	6	1	5	4	2	4	6	1	4	4	3	4	6	1	3	4	4	4	6	1	2	0	3	5	6	1	8	0	4	6	6	1	5	
八丈町		3	1	4	6	2	5	3	2	4	6	2	4	3	3	4	6	2	3	3	4	4	6	2	2	3	5	4	6	2	1	3	6	4	6	2	0	3	7	4	6	2	9	3	8	4	6	2	8	3	9	4	6	2	7	4	0	4	6	2	4	4	1	4	6	2	3	4	2	4	6	2	2	4	3	4	6	2	1	4	4	4	6	2	0	0	3	5	6	2	6	0	4	6	6	2	3	
青ヶ島村		3	1	4	6	3	3	3	2	4	6	3	2	3	3	4	6	3	1	3	4	4	6	3	0	3	5	4	6	3	9	3	6	4	6	3	8	3	7	4	6	3	7	3	8	4	6	3	6	3	9	4	6	3	5	4	0	4	6	3	2	4	1	4	6	3	1	4	2	4	6	3	0	4	3	4	6	3	9	4	4	4	6	3	8	0	3	5	6	3	4	0	4	6	6	3	1	
小笠原		3	1	4	6	4	1	3	2	4	6	4	0	3	3	4	6	4	9	3	4	4	6	4	8	3	5	4	6	4	7	3	6	4	6	4	6	3	7	4	6	4	5	3	8	4	6	4	4	3	9	4	6	4	3	4	0	4	6	4	0	4	1	4	6	4	9	4	2	4	6	4	8	4	3	4	6	4	7	4	4	4	6	4	6	0	3	5	6	4	2	0	4	6	6	4	9	

別表２ 医師会コード

医師会名	コード	医師会名	コード
千代田区	０１１７	葛飾区	２２１２
神田	０１２５	江戸川区	２３１１
中央区	０２１６	八王子市	２４１０
日本橋	０２２４	北多摩	２５１９
港区	０３１５	立川市	２５２７
新宿区	０４１４	武蔵野市	２６１８
文京区	０５１３	三鷹市	２７１７
小石川	０５２１	西多摩	２８１６
下谷	０６１２	府中市	２９１５
浅草	０６２０	調布市	３１１１
墨田区	０７４５	町田市	３２１０
江東区	０８１０	小金井市	３３１９
品川区	０９１９	小平市	３４１８
荏原	０９２７	日野市	３５１７
目黒区	１０１６	西東京市	４０１０
大森	１１１５	東久留米市	４５１５
田園調布	１１２３	多摩市	４７１３
蒲田	１１３１	稲城市	４８１２
世田谷区	１２１４		
玉川	１２２２		
渋谷区	１３１３		
中野区	１４１２		
杉並区	１５１１		
豊島区	１６１０		
北区	１７１９		
荒川区	１８１８		
板橋区	１９１７		
練馬区	２０１４		
足立区	２１１３		